

「横浜市民共済生活協同組合火災共済事業実施規則」 変更条文新旧対照表

(下線部分変更)

改正後	改正前																														
<p>(事務局)</p> <p>第2条 この組合の業務を実施するため、この組合に事務局及び普及サービスセンターを置きます。</p> <p>2 事務局及び普及サービスセンターの名称、所在地は、次のとおりです。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第2条 この組合の業務を実施するため、この組合に事務局、普及サービスセンター及び事務所を置きます。</p> <p>2 事務局、普及サービスセンター及び事務所の名称、所在地は、次のとおりです。</p>																														
<table border="1"> <tr> <td>事務局</td> <td>横浜市中区日本大通58 日本大通ビル8階</td> </tr> <tr> <td>東神奈川普及サービスセンター</td> <td>横浜市神奈川区立町6-1 ANNI横浜EAST 2階</td> </tr> <tr> <td>関内普及サービスセンター</td> <td>横浜市中区日本大通58 日本大通ビル8階</td> </tr> <tr> <td>上大岡普及サービスセンター</td> <td>横浜市港南区上大岡西二丁目10-29 ケントプラザ2階</td> </tr> <tr> <td>二俣川普及サービスセンター</td> <td>横浜市旭区二俣川一丁目10-15 坂本ビル1階</td> </tr> <tr> <td>中山普及サービスセンター</td> <td>横浜市緑区中山一丁目8-17 ポート2ビル3階</td> </tr> <tr> <td>戸塚普及サービスセンター</td> <td>横浜市戸塚区戸塚町4711-1 オセアン矢沢ビル2階</td> </tr> </table>	事務局	横浜市中区日本大通58 日本大通ビル8階	東神奈川普及サービスセンター	横浜市神奈川区立町6-1 ANNI横浜EAST 2階	関内普及サービスセンター	横浜市中区日本大通58 日本大通ビル8階	上大岡普及サービスセンター	横浜市港南区上大岡西二丁目10-29 ケントプラザ2階	二俣川普及サービスセンター	横浜市旭区二俣川一丁目10-15 坂本ビル1階	中山普及サービスセンター	横浜市緑区中山一丁目8-17 ポート2ビル3階	戸塚普及サービスセンター	横浜市戸塚区戸塚町4711-1 オセアン矢沢ビル2階	<table border="1"> <tr> <td>事務局</td> <td>横浜市中区日本大通58 日本大通ビル8階</td> </tr> <tr> <td>東神奈川普及サービスセンター</td> <td>横浜市神奈川区立町6-1 ANNI横浜EAST 2階</td> </tr> <tr> <td>関内普及サービスセンター</td> <td>横浜市中区日本大通58 日本大通ビル8階</td> </tr> <tr> <td>上大岡普及サービスセンター</td> <td>横浜市港南区上大岡西二丁目10-29 ケントプラザ2階</td> </tr> <tr> <td>二俣川普及サービスセンター</td> <td>横浜市旭区二俣川一丁目10-15 坂本ビル1階</td> </tr> <tr> <td>中山普及サービスセンター</td> <td>横浜市緑区中山一丁目8-17 ポート2ビル3階</td> </tr> <tr> <td>戸塚普及サービスセンター</td> <td>横浜市戸塚区戸塚町4711-1 オセアン矢沢ビル2階</td> </tr> <tr> <td>大和事務所</td> <td>大和市大和東3-8-3 大和生命ビル1階</td> </tr> </table>	事務局	横浜市中区日本大通58 日本大通ビル8階	東神奈川普及サービスセンター	横浜市神奈川区立町6-1 ANNI横浜EAST 2階	関内普及サービスセンター	横浜市中区日本大通58 日本大通ビル8階	上大岡普及サービスセンター	横浜市港南区上大岡西二丁目10-29 ケントプラザ2階	二俣川普及サービスセンター	横浜市旭区二俣川一丁目10-15 坂本ビル1階	中山普及サービスセンター	横浜市緑区中山一丁目8-17 ポート2ビル3階	戸塚普及サービスセンター	横浜市戸塚区戸塚町4711-1 オセアン矢沢ビル2階	大和事務所	大和市大和東3-8-3 大和生命ビル1階
事務局	横浜市中区日本大通58 日本大通ビル8階																														
東神奈川普及サービスセンター	横浜市神奈川区立町6-1 ANNI横浜EAST 2階																														
関内普及サービスセンター	横浜市中区日本大通58 日本大通ビル8階																														
上大岡普及サービスセンター	横浜市港南区上大岡西二丁目10-29 ケントプラザ2階																														
二俣川普及サービスセンター	横浜市旭区二俣川一丁目10-15 坂本ビル1階																														
中山普及サービスセンター	横浜市緑区中山一丁目8-17 ポート2ビル3階																														
戸塚普及サービスセンター	横浜市戸塚区戸塚町4711-1 オセアン矢沢ビル2階																														
事務局	横浜市中区日本大通58 日本大通ビル8階																														
東神奈川普及サービスセンター	横浜市神奈川区立町6-1 ANNI横浜EAST 2階																														
関内普及サービスセンター	横浜市中区日本大通58 日本大通ビル8階																														
上大岡普及サービスセンター	横浜市港南区上大岡西二丁目10-29 ケントプラザ2階																														
二俣川普及サービスセンター	横浜市旭区二俣川一丁目10-15 坂本ビル1階																														
中山普及サービスセンター	横浜市緑区中山一丁目8-17 ポート2ビル3階																														
戸塚普及サービスセンター	横浜市戸塚区戸塚町4711-1 オセアン矢沢ビル2階																														
大和事務所	大和市大和東3-8-3 大和生命ビル1階																														
<p>3 事務局及び普及サービスセンターの業務内容は、別に定めます。</p> <p>第3条～第18条 省略</p> <p>(損害査定及び損害査定者)</p> <p>第19条 規約第27条の規定に基づき、この組合は共済契約者が火災等によって損害が生じた場合、速やかに損害を調査して公正な損害の額を査定(以下「損害査定」といいます。)します。</p> <p>2 前項の規定に基づき、共済の目的である建物又は家財の損害調査及び査定にあたる者(以下「損害査定者」といいます。)は、普及サービスセンターの主任以上の職員及び執行管理課長の指名する事務局職員を第1次損害査定者、執行</p>	<p>3 事務局、普及サービスセンター及び事務所の業務内容は、別に定めます。</p> <p>第3条～第18条 省略</p> <p>(損害査定及び損害査定者)</p> <p>第19条 規約第27条の規定に基づき、この組合は共済契約者が火災等によって損害が生じた場合、速やかに損害を調査して公正な損害の額を査定(以下「損害査定」といいます。)します。</p> <p>2 前項の規定に基づき、共済の目的である建物又は家財の損害調査及び査定にあたる者(以下「損害査定者」といいます。)は普及サービスセンター所長、普及サービスセンター副所長、普及サービスセンターの担当係長、事務所長、事務所</p>																														

管理課長の職にある者を第2次損害査定者とい
います。

第20条～第21条 省 略

削 除

(火災等損害調査書等の作成及び報告)

第23条 第1次損害査定者は、火災等により共済
の目的である建物又は家財に損害があった場合
には、「火災等損害調査書」及び「火災等損害及
び査定報告書」並びに「被災状況調査・現認書」
を作成し、第2次損害査定者に報告しなければ
なりません。

2 第2次損害査定者は、「火災等損害及び査定報
告書」の内容を審査し、損害査定に必要な説明又
は意見を聴取して、適正な共済金の額であるこ
とを確認した後に、事務局長の決裁を受けるも
のとしします。

3 削 除

第24条～第26条 省 略

(共済金の額の端数処理)

第27条 共済金の額に、1円未満の端数が生じた
ときは、これを切り上げるものとしします。

第28条 省 略

(損害査定委員会の構成)

第29条 損害査定委員会の構成は次のとおりと
しします。

- (1) 委員長 次長
- (2) 委 員 総務課長、執行管理課長、損害査定
係長、関係所長等

副所長、事務所の担当係長（以下「所長等」とい
います。）及び執行管理課長の指名する者を第1
次損害査定者、執行管理課長の職にある者を第
2次損害査定者といいます。

第20条～第22条 省 略

(消防機関の助言)

第23条 この組合は損害調査を行うにあたり、消
防機関の調査資料を参考とし、助言を受けるこ
とができます。

(火災等損害調査書等の作成及び報告)

第24条 第1次損害査定者は、火災等により共済
の目的である建物又は家財に損害があった場合
には、「火災等損害調査書」及び「火災等損害及
び査定報告書」を作成し、第2次損害査定者に報
告しなければなりません。

2 第2次損害査定者は、「火災等損害及び査定報
告書」の内容を審査し、損害査定に必要な説明又
は意見を聴取し適正な共済金の額であることを
確認し、事務局長の決裁を受けるものとしします。

3 第1項の「火災等損害及び査定報告書」は、迅
速な処理をするため電送等によることができま
す。

第25条～第27条 省 略

(共済金の額の端数処理)

第28条 共済金の額の合計に、千円未満の端数が
生じた場合、これを切り上げて千円単位で算出
します。

第29条 省 略

(損害査定委員会の構成)

第30条 損害査定委員会の構成は次のとおりと
しします。

- (1) 委員長 次長
- (2) 委 員 総務課長、執行管理課長、経理課長、
企画推進課長、担当課長、損害査定係長、関
係所長等

<p>(3) 書記 <u>執行管理係長及び内部統制担当係長</u></p> <p>第<u>30</u>条～第<u>33</u>条 省略</p> <p>附則 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規則は、令和3年4月1日から施行します。ただし、第27条の改正規則は、令和3年10月1日から施行します。</u></p> <p><u>2 第27条の改正規則について、施行日以前に効力の発生している共済契約は、なお従前の例によるものとします。</u></p> <p><u>(令和3年3月 日理事会議決)</u></p>	<p>(3) 書記 <u>企画推進係長及び情報管理室長</u></p> <p>第<u>31</u>条～第<u>34</u>条 省略</p> <p>附則 省略</p>
---	--

